

デクセリアルズCSR調達ガイドラインについて

私たちデクセリアルズグループは、お取引先様と透明性が高く、公正で健全な関係を築きながら事業活動を推進し、持続可能な社会の実現への貢献と顧客価値の最大化を通じて、相互の繁栄を目指します。

「Empower Evolution. つなごう、テクノロジーの進化を。」というパーパスやサステナビリティポリシーの考え方のもと、ESG視点の中長期的な重点課題に取り組んでいきます。

その中でも、調達先を含めたサプライチェーン全体でCSR（企業の社会的責任）に取り組むことが重要であると考えております。その一環として、サプライチェーン全体におけるCSR推進を目的として、「デクセリアルズCSR調達ガイドライン」を定め資材等の調達先であるお取引先様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインをご活用いただくとともに、積極的なCSR活動の推進をお願い申し上げます。

※本ガイドラインは『レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）行動規範（バージョン8.0）』を参考に作成しております。

2026年 8月
デクセリアルズ株式会社
調達部

デクセリアルズ CSR 調達ガイドライン

1 人権・労働

1-1. 差別の禁止

ハラスメントおよび違法または不当な差別のない職場づくりに取り組み、従業員の人権を尊重しなければならない。暴力、虐待、各種ハラスメント（嫌がらせ）、いじめ等の過酷で非人道的な扱い、またはそのおそれのある行為を一切行ってはならない。

1-2. 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない

1-3. 児童労働の禁止・若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、また児童・18歳未満の若年労働者の発達を損なうような就労をさせない

1-4. 適切な労働時間管理

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する

1-5. 適切な賃金と手当

従業員に支払われるべき報酬を支払い、また不当な賃金減額を行ってはならない

1-6. 結社の自由・団体交渉権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する

1-7. 通報者の保護

内部通報に関わる情報ならびに通報者の保護を行う。人権の負の影響が認められた場合は、是正・救済に取り組まなければならない

2 安全衛生

2-1. 労働安全

職場の安全に対するリスクを評価・特定し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する

2-2. 緊急時の備え

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定のうえ、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する

2-3. 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握・管理・記録・報告し、また適切な対策を講じる。また、差し迫った危険時には作業中断や退避を認め、不利益扱いを行ってはならない

2-4. 産業衛生

職場における人体に有害な生物や化学物質および物理的影響の状況を特定・評価・管理し、適切な対策を講じる

2-5. 身体的負担のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する

2-6. 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類にリスクがないか評価し、適切な安全対策を講じる

2-7. 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する

2-8. 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の危険について、適切に教育・訓練等を実施し周知徹底をする

2-9. 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う

3 環境

3-1. 環境許可と報告

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出しなければならない

3-2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率の改善などを通じて、直接・間接問わず、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の削減を図る

3-3. 大気への排出

排気に関する法規制を遵守し、有害物質の排出削減のための適切な対策を講じる

3-4. 水の管理

水資源の適切な利用および排水管理を行い、所在国の法令等を遵守する

3-5. 資源の有効活用と廃棄物管理

リサイクルなど資源の有効活用を進め、廃棄物の発生削減を図る

3-6. 化学物質の管理

企業活動の中で使用・発生する、人体や環境に悪影響を及ぼす化学物質について、適切な対策・管理を講じる

3-7. 製品含有化学物質の管理

製品への含有を禁止・制限される物質に関して、法規制や顧客要望に則った「環境管理物質管理標準」を策定し遵守する

4 公正取引・倫理

4-1. 法令遵守・国際規範の尊重

自国および関係諸国の法令を遵守するとともに、国際行動規範を尊重する

4-2. 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄・腐敗・恐喝および横領を行わない

4-3. 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない

4-4. 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しない

4-5. 公正なビジネスの遂行

公正な事業・競争・広告を行う

4-6. 適切な輸出管理

技術・物品の輸出入において明確な管理体制を整備し、各国の法令等を遵守する

4-7. 苦情処理メカニズムの整備

ステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する

5 品質・安全性

5-1. 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法規制で定められた安全基準を満たす

5-2. 品質管理

製品の品質は各国法規制や顧客要求事項を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって管理を実施する

6 情報セキュリティ

6-1. サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃の脅威に対する防御策を講じて、自社および第三者への被害を防止するよう管理する

6-2. 個人情報の保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する

6-3. 機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する

7 サプライチェーン

7-1. サプライヤーの管理

本ガイドラインをサプライヤーに伝達し、その遵守状況を確認する

7-2. 責任ある鉱物調達

人権侵害等に関与する、紛争鉱物を含む原材料・部品を使用しないよう適切な管理を講じる

8 CSR に関わるコーポレートガバナンス

8-1. マネジメントシステムの構築

本ガイドラインを遵守するためのマネジメントシステムを構築する

8-2. 事業継続計画（BCP）の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し対策を行い、それらを事業継続計画（BCP）として策定する

8-3. 適切な情報開示

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、人権や安全衛生、環境と倫理に関する社内方針を策定し、ステークホルダーがいつでも確認できるよう公開する